◇ 養育費請求の調停(増額請求・減額請求を含む)を申し立てる方へ ◇

1　手続きの概要

子どもを扶養する義務は両親にありますので，両親が離婚した場合であっても，双方がその経済力に応じて子どもの養育費を分担することになります。

養育費について話合いがまとまらない場合や話合いができない場合には，子を監護している親から他方の親に対して，家庭裁判所に調停又は審判の申立てをして，養育費の支払を求めることができます。調停手続を利用する場合には，子の監護に関する処分(養育費)調停事件として申し立てます(離婚調停の申立てに伴って離婚後の養育費について話し合いたい場合は，夫婦関係調整調停(離婚)を利用してください。夫婦が別居中に，子どもの養育費を含む夫婦の生活費の支払について話し合いたい場合は，婚姻費用の分担調停を利用してください。)。

また，一度決まった養育費であってもその後に事情の変更があった場合(再婚した場合や子どもが進学した場合など)には養育費の額の変更を求める調停や審判を申し立てることができます。

調停手続では，養育費がどのくらいかかっているのか，申立人及び相手方の収入がどのくらいあるかなど一切の事情について，当事者双方から事情を聴いたり，必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握して，解決案を提示したり，解決のために必要な助言をし，合意を目指し話合いが進められます。

なお，話合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され，裁判官が，一切の事情を考慮して，審判をすることになります。

2　申立てできる方

・父

・母

3　申立先

相手方の住所地(実際に住んでいる住所)の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

4　申立てに当たり提出をお願いするものは，次のとおりです。

審理のために必要な場合は，書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。

(申立書提出の際，□のチェック欄を利用し，必要なものが揃っているかどうかご確認ください。)

- □ 下記の5のに記載の書類
- □ 未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書)　1通
- □ 申立人の収入関係の資料(源泉徴収票，給料明細，確定申告書等の写し)
  ※個人番号(マイナンバー)が記載されている場合は，その部分をマスキングしてコピーしてください。
- □ 収入印紙　未成年者1人につき1,200円分
- □ 郵便切手　100円×2枚，82円×8枚，20円×2枚，10円×4枚，5円×2枚(946円分)

5　申立てする方が，記入して提出する書類

1	申立書 記載例	・裁判所から，申立書の写しを相手方に送付します。 ・知られたくない住所等は「連絡先等の届出書」に記載し，申立書には記載しないでください。
2	連絡先等の届出書	・安全の確保等の必要から申し出があった場合には，原則的に非開示（住所等の記載された書面を見せたり，コピーさせたりしないようにすること）とします。
3	事情説明書	・申立てに至った事情などを記載してください。 ・提出した書面は，相手方が見たり（閲覧），コピー（謄写）をする可能性があります。
4	進行連絡メモ	・調停の進行に関して，参考にするものです。 ・特別な事情がない限り非開示とします。

6　申立てする方に読んでおいてほしい書類

1	裁判所に書面を提出される方へ	・裁判所に書面を提出する場合の注意書です。
2	情報の非開示を求める場合の取扱いについて	・提出する書面に記載されている情報を相手方に対して非開示（見せたり，コピーさせたりしないこと）とすることを求める場合の説明書です。よくお読みください。 ・相手方に知られたくない情報が含まれた書面などを裁判所に提出するかどうかは，ご自身で判断してください。
3	家事調停のしおり(養育費・婚姻費用)	・調停の進行についての説明書です。

７．Ｑ＆Ａ

Q1. 「養育費」には，どのような費用が含まれるのですか。

A. 一般的には，子の衣食住等に要する生活費のほか，教育や医療に要する費用も含まれると考えられています。

Q2. 養育費の額は，どのように決められるのですか。

A. 調停では，お互いの意向に基づいて話合いが進められますが，一般的には，双方の収入状況や子の人数，年齢その他一切の事情を考慮することになると考えられます。

Q3. 調停での話合いがまとまらない場合は，どうなるのですか。

A. 調停は不成立として終了しますが，引き続き審判手続で必要な審理が行われた上，審判によって結論が示されることになります。

Q4. 父又は母が就職，退職するなどして収入状況が変わった場合，調停や審判で決められた養育費の額を増額又は減額するよう求めることはできますか。

A. 調停や審判の基礎となった事実関係や事情に変更があり，実情に合わないと思われるときは，従前に取り決められた養育費の額の変更を求めることができます。

この申立書の写しは，法律の定めるところにより，申立ての内容を知らせるため，相手方に送付されます。

受付印	収入印紙　円	
	予納郵便切手　円	

家事　□ 調停　□ 審判　申立書　事件名（子の監護に関する処分　□ 養育費請求　□ 養育費増額請求　□ 養育費減額請求）

（この欄に未成年者１人につき収入印紙１，２００円分を貼ってください。）

（貼った印紙に押印しないでください。）

家庭裁判所 御中 平成　年　月　日	申立人（又は法定代理人など）の記名押印	印

添付書類	（審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。） □ 未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書） □ 申立人の収入に関する資料（源泉徴収票，給与明細，確定申告書，非課税証明書の各写し等） □	準口頭

申立人	住所	〒　－　（　方）	
	フリガナ 氏名		昭和 平成　年　月　日生（　歳）
相手方	住所	〒　－　（　方）	
	フリガナ 氏名		昭和 平成　年　月　日生（　歳）
未成年者	住所	□ 申立人と同居　／　□ 相手方と同居 □ その他（　）	平成　年　月　日生
	フリガナ 氏名		（　歳）
	住所	□ 申立人と同居　／　□ 相手方と同居 □ その他（　）	平成　年　月　日生
	フリガナ 氏名		（　歳）
	住所	□ 申立人と同居　／　□ 相手方と同居 □ その他（　）	平成　年　月　日生
	フリガナ 氏名		（　歳）
	住所	□ 申立人と同居　／　□ 相手方と同居 □ その他（　）	平成　年　月　日生
	フリガナ 氏名		（　歳）

（注）　太枠の中だけ記入してください。　□の部分は，該当するものにチェックしてください。

(942190)

この申立書の写しは，法律の定めるところにより，申立ての内容を知らせるため，相手方に送付されます。

※　申立ての趣旨は，当てはまる番号を○で囲んでください。　□の部分は，該当するものにチェックしてください。

申　立　て　の　趣　旨

（　□相手方　／　□申立人　）は，（　□申立人　／　□相手方　）に対し，未成年者の養育費として，次のとおり支払うとの（　□調停　／　□審判　）を求めます。

※　1　1人当たり毎月　（□　金＿＿＿＿＿＿円　／　□　相当額　）を支払う。

2　1人当たり毎月金＿＿＿＿＿＿円に増額して支払う。

3　1人当たり毎月金＿＿＿＿＿＿円に減額して支払う。

申　立　て　の　理　由

同　居　・　別　居　の　時　期

同居を始めた日…昭和・平成＿＿年＿＿月＿＿日　別居をした日…昭和・平成＿＿年＿＿月＿＿日

養　育　費　の　取　決　め　に　つ　い　て

1　当事者間の養育費に関する取決めの有無

□あり（取り決めた年月日：平成＿＿年＿＿月＿＿日）　□なし

2　1で「あり」の場合

(1)　取決めの種類

□口頭　□念書　□公正証書

□調停　□審判　□和解　□判決　→　＿＿＿＿家庭裁判所＿＿＿＿（□支部／□出張所）　平成＿＿＿＿年（家　）第＿＿＿＿号

(2)　取決めの内容

（□相手方／□申立人）は，（□申立人／□相手方）に対し，平成＿＿年＿＿月から＿＿＿＿まで，未成年者1人当たり毎月＿＿＿＿円を支払う。

養　育　費　の　支　払　状　況

□　現在，1人当たり1か月＿＿＿＿円が支払われている（支払っている）。

□　平成＿＿年＿＿月まで1人当たり1か月＿＿＿＿円が支払われて（支払って）いたが，その後（□＿＿＿＿円に減額された（減額した）。／□　支払がない（支払っていない）。）

□　支払はあるが一定しない。

□　これまで支払はない。

養育費の増額又は減額を必要とする事情（増額・減額の場合のみ記載してください。）

□　申立人の収入が減少した。　　□　相手方の収入が増加した。

□　申立人が仕事を失った。

□　再婚や新たに子ができたことにより申立人の扶養家族に変動があった。

□　申立人自身・未成年者にかかる費用（□学費　□医療費　□その他）が増加した。

□　未成年者が相手方の再婚相手等と養子縁組した。

□　その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

記入例　離婚後，子を養育している母から父に対して子の養育費の支払の調停を求める場合

申立書を提出する裁判所

作成年月日

この申立書の写しは，法律の定めるところにより，申立ての内容を知らせるため，相手方に送付されます。

申立書の写しは相手方に送付されますので、あらかじめご了承ください。

受付印	家事 ☑調停 ☐審判 申立書 事件名	子の監護に関する処分 ☑養育費請求 ☐養育費増額請求 ☐養育費減額請求
収入印紙　円 予納郵便切手　円	（この欄に未成年者１人につき収入印紙１，２００円分を貼ってください。）印紙（貼った印紙に押印しないでください。）	

○○家庭裁判所御中 平成○年○月○日	申立人（又は法定代理人など）の記名押印	丙山春子 印

添付書類	（審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。） ☑未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書） ☑申立人の収入に関する資料（源泉徴収票，給与明細，確定申告書，非課税証明書の各写し等） ☐	準口頭

申立人	住所	〒○○○－○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号 ○○アパート○号室（　方）	
	フリガナ 氏名	ヘイヤマハルコ 丙山春子	昭和・平成○年○月○日生（○○歳）
相手方	住所	〒○○○－○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号（　方）	
	フリガナ 氏名	テイノタロウ 丁野太郎	昭和・平成○年○月○日生（○○歳）
未成年者	住所	☑申立人と同居 ／ ☐相手方と同居 ☐その他（　）	平成○年○月○日生
	フリガナ 氏名	ヘイヤマイチロウ 丙山一郎	（○歳）
	住所	☑申立人と同居 ／ ☐相手方と同居 ☐その他（　）	平成○年○月○日生
	フリガナ 氏名	ヘイヤマアヤカ 丙山彩花	（○歳）
	住所	☐申立人と同居 ／ ☐相手方と同居 ☐その他（　）	平成　年　月　日生
	フリガナ 氏名		（　歳）
	住所	☐申立人と同居 ／ ☐相手方と同居 ☐その他（　）	平成　年　月　日生
	フリガナ 氏名		（　歳）

裁判所から連絡がとれるように正確に記入してください。ご不明な点があれば、申立書を提出される裁判所にお問い合わせください。

養育費を請求する未成年の子について記入してください。

（注）　太枠の中だけ記入してください。　☐の部分は，該当するものにチェックしてください。

相手方に支払ってほしい金額を記入してください。金額がはっきりしないときは「□相当額」を選択してください。

この申立書の写しは，法律の定めるところにより，申立ての内容を知らせるため，相手方に送付されます。

※　申立ての趣旨は，当てはまる番号を○で囲んでください。　□の部分は，該当するものにチェックしてください。

申　立　て　の　趣　旨

（ ☑相手方 ／ □申立人 ）は，（ ☑申立人 ／ □相手方 ）に対し，未成年者の養育費として，次のとおり支払うとの（ ☑調停 ／ □審判 ）を求めます。

※ ① 1人当たり毎月（☑金 ○○円 / □相当額）を支払う。

2　1人当たり毎月金＿＿＿＿円に増額して支払う。

3　1人当たり毎月金＿＿＿＿円に減額して支払う。

夫婦が初めて同居をした日を記入してください。

同居と別居を繰り返しているときは、一番最後の別居の日を記入してください。

申　立　て　の　理　由

同　居　・　別　居　の　時　期

同居を始めた日…（昭和）○○年○○月○○日　　別居をした日…昭和 ○○年○○月○○日

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　（平成）＿＿年＿＿月＿＿日

養　育　費　の　取　決　め　に　つ　い　て

1　当事者間の養育費に関する取決めの有無

□あり（取り決めた年月日：平成＿＿年＿＿月＿＿日）　☑なし

2　1で「あり」の場合

(1)　取決めの種類

□口頭　□念書　□公正証書

□調停　□審判　□和解　□判決　→　＿＿＿＿家庭裁判所＿＿＿＿（□支部／□出張所）　平成＿＿＿＿年（家　）第＿＿＿＿号

(2)　取決めの内容

（□相手方／□申立人）は，（□申立人／□相手方）に対し，平成＿＿年＿＿月から＿＿＿＿まで，未成年者1人当たり毎月＿＿＿＿円を支払う。

養　育　費　の　支　払　状　況

□　現在，1人当たり1か月＿＿＿＿円が支払われている（支払っている）。

□　平成＿＿年＿＿月まで1人当たり1か月＿＿＿＿円が支払われて（支払って）いたが

その後（□＿＿＿＿円に減額された（減額した）。／□　支払がない（支払っていない）。）

□　支払はあるが一定しない。

☑　これまで支払はない。

養育費の増額又は減額を必要とする事情（増額・減額の場合のみ記載してください。）

□　申立人の収入が減少した。　　□　相手方の収入が増加した。

□　申立人が仕事を失った。

□　再婚や新たに子ができたことにより申立人の扶養家族に変動があった。

□　申立人自身・未成年者にかかる費用（□学費　□医療費　□その他）が増加した。

□　未成年者が相手方の再婚相手等と養子縁組した。

□　その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

※　連絡先等について非開示（住所等の記載された書面を見せたり，コピーさせたりしないようにすること）を希望するときは，下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入してください。（書類の提出に当たっては，「裁判所に書類を提出される方へ（申立人用）又は（相手方用）」をご覧ください。）

平成　　年（家　　）第　　号（期日通知等に書かれた事件番号を書いてください。）

連絡先等の届出書

（該当するものにチェックをしてください。）

1　書面の送付場所

標記の事件について，書面は次の場所に送付してください。

□　申立書記載の住所のとおり

□　下記の場所（A）

場所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

場所と本人との関係：□住所　□就業場所（勤務先）

□その他　＿＿＿＿＿＿＿＿

2　平日昼間の連絡先

携帯電話番号（B）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

固定電話番号（□自宅／□勤務先）（C）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　どちらに連絡があってもよい。

□　できる限り，□携帯電話／□固定電話への連絡を希望する。

平成　　年　　月　　日

□申立人／□相手方　氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

※　以下の欄は，非開示の希望がない場合は記入不要です。

本書面記載内容うち，下欄により非開示とすることを求めたもの（A，B，C）については，原則として開示しない取扱いとなります。
他の提出書面に非開示の希望を出した住所等を記載しないように注意してください。

非開示の希望に関する申出書

安全確保のため，上記届出の（ □A　□B　□C ）を，非開示とすることを希望します。

平成　　年　　月　　日

□申立人／□相手方　氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

書式4

この書面は，相手方から申請があれば閲覧謄写（見せたり，コピーさせたりすること）される可能性があります。

（婚費・養育費）

平成　年　月　日

事 情 説 明 書

申 立 人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

1　これまでのいきさつや話し合いの状況，あなたがこの調停を申し立てることにした理由について書いてください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　次の事項についてお書きください。

	申　立　人				相　手　方			
職業等	職業＿＿＿＿＿＿＿＿ 最終学歴 〔　　〕□卒業　□中退				職業＿＿＿＿＿＿＿＿ 最終学歴 〔　　〕□卒業　□中退			
月収や賞与(ボーナス)など ※税込で記入	年収　約＿＿＿＿＿＿万円 内訳 月収　約＿＿＿＿＿万円 賞与　年＿回・計＿＿＿＿万 〔＿月＿＿＿万円，＿月＿＿＿万円，その他＿＿＿万円〕				年収　約＿＿＿＿＿＿万円 内訳 月収　約＿＿＿＿＿万円 賞与　年＿回・計＿＿＿＿万 〔＿月＿＿＿万円，＿月＿＿＿万円，その他＿＿＿万円〕			
その他の財産	□土地　□建物 □預貯金　約＿＿＿＿＿＿万円 □負債□住宅ローン約＿＿＿＿＿＿万円 □その他 約＿＿＿＿＿＿万円 □その他〔　　〕				□土地　□建物 □預貯金　約＿＿＿＿＿＿万円 □負債□住宅ローン約＿＿＿＿＿＿万円 □その他 約＿＿＿＿＿＿万円 □その他〔　　〕			
親族や公的機関からの援助の有無	（具体的に）				（具体的に）			
住居の状況	□自宅　□実家 □賃借〔家賃　月額＿＿＿＿＿円〕 □その他〔　　〕				□自宅　□実家 □賃借〔家賃　月額＿＿＿＿＿円〕 □その他〔　　〕			
現在同居している家族	氏　名	歳	続柄	職業・学年	氏　名	歳	続柄	職業・学年

進行連絡メモ（申立人）

この書面は，調停を進めるための参考として，裁判所のみが使用します。
当てはまる事項にチェックまたは○印をし(複数回答可)，空欄には自由に記載して，申立ての際に提出してください。

あなた(申立人)についておききします。

☐ あなたの職業(勤務先)を教えてください。

職業＿＿＿＿＿＿＿＿　勤務先＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号（　　）

☐ どうしても調停期日を**避けてほしい日**などがありましたらお書きください。　※ 調停期日は平日のみです。

日にち（　　）　理由：

曜日・時間帯　※ あなたが避けてほしい曜日・時間帯を○で囲んでください。

月		火		水		木		金	
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後

理由：

相手方についておききします。

☐ 相手方の職業(勤務先)が分かりましたらお書きください。

職業＿＿＿＿＿＿＿＿　勤務先＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号（　　）

☐ 相手方が調停期日に**差し支えのある日**などが分かりましたらお書きください。　※ 調停期日は平日のみです。

日にち（　　）　理由：

曜日・時間帯　※ 相手方が差し支えのある曜日・時間帯を○で囲んでください。

月		火		水		木		金	
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後

理由：

調停を進める上で，裁判所への要望があれば書いてください。

この申立てをする前に相手方と話し合ったことがありますか。

☐ ある。(そのときの相手方の態度について，チェックをしてください。)

☐ 感情的で話し合えなかった。　☐ 冷静であったが，話合いはまとまらなかった。
☐ 態度がはっきりしなかった。　☐ その他（　　）

☐ ない。(その理由について，チェックをしてください。)

☐ 話合いに全く応じないから。　☐ 話し合っても無駄だと思ったから。
☐ その他（　　）

この申立てをすることを相手方に伝えましたか。

☐ 伝えた。(相手方の反応：　　)
☐ まだ伝えていないが，伝えるつもりである。
☐ 伝えるつもりはない。(理由：　　)

相手方に暴力の心配がありますか。

☐ 暴力の心配はない。
☐ 暴力の心配がある。

以下は，暴力の心配がある方のみ記入してください。

1 これまでに，相手方の暴力で治療を受けたことがありますか。
☐ ある。(平成　　年　　月ころ)　☐ ない。
(けがの種類　☐骨折　☐打撲　☐あざができた　☐その他（　　))
(けがの程度　☐入院　☐通院　☐その他（　　))

2 配偶者暴力に関する保護命令の申立てをしましたか。
☐ はい → 保護命令は出ましたか。　☐はい（保護命令決定書の謄本のコピーを提出してください）
☐ いいえ　☐いいえ

3 相手方が刑事事件を起こしたことがありますか。
☐ ある。　☐ ない。
(事件の内容　☐傷害　☐その他(　　))

4 調停時の相手方について
☐ 申立人と顔を合わせなければ暴力を振るうおそれはない。
☐ 裁判所職員や第三者がいる場所でも暴力を振るうおそれがある。
☐ 裁判所への行き帰りに待ち伏せされるおそれがある。
☐ 裁判所に刃物等の凶器を持ってくるおそれがある。
☐ 次のものを摂取してくるおそれがある。
(☐ 薬物　☐ アルコール　☐ その他(　　))

現在治療中の病気があれば，書いてください。

☐ 申立人（病名：　　）
☐ 相手方（病名：　　）
☐ 子ども（名前：　　病名：　　）

平成　　年　　月　　日　記入者氏名　　印

裁判所に書面を提出される方へ（申立人用）

金沢家庭裁判所調停係

裁判所に書面を提出される場合には，以下の点にご留意願います。

1　申立書の写しの送付・提出書面の開示について

(1)　法律の定めにより，あなたが提出された申立書の写しを相手方に送付します。そのため，申立書は，相手方に読まれることを前提としてお書きください。

※「申立書の写し」は，相手方の人数分提出することとなっています。

(2)　裁判所に提出する書面には，あなたの主張，言い分，意見や希望などをまとめた「主張書面」やあなたの主張や言い分を裏付ける「資料」があります。あなたから提出される「主張書面」や「資料」については，相手方からの希望があると，相手方にお見せしたり（「閲覧」と言います。），コピーを認める（「謄写」と言います。）こともありますので，ご注意ください。

※　もし主張書面に，相手方の人格を非難したり，感情的に相手方を攻撃したりするような内容などを書かれると，かえって調停が円滑に進まなくなる可能性があります。

2　提出書面の作成方法について

＜主張書面＞

(1)　Ａ４サイズ（この書面のサイズです。）の用紙を縦に使用してください。

(2)　綴じしろとして左端より３センチメートル以上あけ，横書きに書いてください。

(3)　必ず①裁判所名，②事件番号（平成○○年（家イ）第○○○号）又は（平成○○年（家）第○○○号），③作成年月日を記載の上，署名押印をしてください。

＜資　料＞

資料の現物は，お手元で保管して，それをコピーしたものを提出してください。

相手方に見られたくない部分がある場合

↓

「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」をご覧ください。

情報の非開示を求める場合の取扱いについて

あなたが，家庭裁判所に提出する書面に記載されている情報を，反対当事者に対して非開示（見せたり，コピーしたりさせないこと）とするよう求める場合は，以下の取扱いによってください。

A 反対当事者からの暴力等があり，住所及び住所に関連する情報（職業，職場，学校名等）を反対当事者に知らせたくないときはどうすればいいですか。

安全の確保等の必要から申し出があった場合には，住所等を原則的に非開示とします。次の方法によって住居等が相手に知られないようにしてください。

連絡先等の届出書の提出 →「連絡先等の届出書」（記載例参照）を用いて住居等を届け出た上，非開示の希望がある場合には，この届出書下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して提出してください。申立書には秘匿希望の住所等は書かないでください。

書　面　の　提　出 → 主張書面や資料（源泉徴収票，診断書，陳述書等）を提出するときは，住所等の部分をマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で提出してください。

B 裁判所に提出する書面（主張書面及び資料）に，上記A以外にも相手には知らせたくない情報が含まれているときはどうすればいいですか。

該当部分が見えないようにマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で書面を提出してください。

※ この場合，マスキングされた部分は，家庭裁判所にも知らされない（提出されない）ので，家庭裁判所の判断の基礎とはなりません。

C 反対当事者には見せたくないけれども，家庭裁判所には提出して判断の基礎としてほしい書面があるときはどうすればいいですか。

「非開示の希望に関する申出書」（記載例参照）に，非開示を求める部分と理由を明記し，提出資料をステープラ（ホチキス）で留めて一体化した上で提出してください。また，蛍光ペンでマークしたり，ラインを引いたりして非開示を求める部分を特定してください。

注意！　あなたが，「非開示の希望に関する申出書」を提出した場合も，反対当事者等から閲覧謄写の請求があったときには，裁判官が認めるべきか否かを判断しますので，請求が認められたときは，非開示を求めた部分についても閲覧謄写されることになります。

平成２４年（家イ）第０００号

非開示の希望に関する申出書

別添書面（ 陳述書 ）について，下記のとおり非開示とすることを希望します。

平成２４年　９月１日

☑申立人　☐相手方

氏名　兼　六　花　子　印

記

非開示を希望する部分及び非開示を希望する理由 ※　理由は，下のア～オのどれに当たるかと具体的事情を記してください。
☐書面の全部　理由（ ア，イ，ウ，エ，オ ） 事情
☑書面の一部（以下の部分） 1　２ページの１の(2) 理由（(ア)，イ，ウ，エ，オ ） 事情　子らが相手方のことを怖れているため，子らの気持ちが相手方に伝わることは避ける必要がある。 2　５ページ１０行目（申立人の知人の名前） 理由（ ア，(イ)，ウ，エ，オ ） 事情　相手方は，申立人が当該知人と異性関係があったと思い込んでおり，同人の名前が伝わると迷惑が掛かるおそれがある。 3 理由（ ア，イ，ウ，エ，オ ） 事情

非開示を希望する理由

ア　未成年者の利益を害するおそれがある。
イ　当事者又は第三者の私生活や業務の平穏を害するおそれがある。
ウ　当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより，社会生活を営むのに著しい支障を生じ，若しくは名誉を著しく害するおそれがある。
エ　事件の性質，審理の状況，記録の内容等に照らして，閲覧，謄写等を許可することを不適当とする特別の事情がある。
オ　その他

（別紙１）

平成　　年（家　）第　　号

非開示の希望に関する申出書

別添書面（　　）について，下記のとおり非開示とすることを希望します。

平成　　年　　月　　日

□申立人　□相手方

氏名　　印

記

非開示を希望する部分及び非開示を希望する理由 ※　理由は，下のア～オのどれに当たるかと具体的事情を記してください。
□書面の全部　理由（ ア，イ，ウ，エ，オ ） 事情
□書面の一部（以下の部分） 1 理由（ ア，イ，ウ，エ，オ ） 事情 2 理由（ ア，イ，ウ，エ，オ ） 事情 3 理由（ ア，イ，ウ，エ，オ ） 事情

非開示を希望する理由

ア　未成年者の利益を害するおそれがある。

イ　当事者又は第三者の私生活や業務の平穏を害するおそれがある。

ウ　当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより，社会生活を営むのに著しい支障を生じ，若しくは名誉を著しく害するおそれがある。

エ　事件の性質，審理の状況，記録の内容等に照らして，閲覧，謄写等を許可することを不適当とする特別の事情がある。

オ　その他

家事調停のしおり

（養育費・婚姻費用）
金沢家庭裁判所

家庭裁判所の調停（家事調停）とは？

夫婦，親子，親族などの間のもめ事について，裁判官と調停委員が間に入り，非公開の場で，それぞれから言い分をよく聴きながら，話合いによって適切で妥当な解決を目指す手続です。

公開の法廷で証拠を出し合って争う裁判（訴訟）とは異なります。

調停のすすめ方

＊　調停は平日で，おおむね１回２時間程度です。

＊　当日は，調停委員が中立の立場で，それぞれから話をうかがいます。原則として，話は別々にうかがい，一方の意見を他方に伝える形で交互に進めますが，調停の成立時や期日の終了時等，必要に応じて同席いただく場合もあります。

＊　調停委員には秘密を守る義務がありますので，調停の内容が外部に漏れることは一切ありません。安心してお話ください。

＊　調停の結果，話がまとまった場合は調停成立となり，合意ができた内容を記載した調停調書が作成されます。調停調書に記載された内容は，裁判の判決と同じ効力を持ちます。

話がまとまらない場合は調停不成立となり，調停手続は終了しますが，本件については，そのまま審判手続に移り，家庭裁判所が結論を出すことになります。

（お願い）

＊　調停を続けるときは，次回の日時を決めてその日の調停を終わりにします。次回調停はだいたい１か月から１か月半ほど先になりますので，１回の調停を有効に使っていただき，**決められた期日には欠席・変更のないようご協力ください。また，調停当日には，１か月から２か月先の予定が分かる手帳などをお持ちください。**

＊　あらかじめ家庭裁判所に伝えたい事情がある場合は，電話ではなく，**できるだけ書面に書いて調停期日前に提出してください。**

＊　書面を提出するときは，**「裁判所に書面を提出される方へ」をご覧ください。**あなたが裁判所に提出された書面は，**反対当事者が閲覧・謄写をする可能性があります。**そのため書面の中に反対当事者（あなたが申立人なら相手方，あなたが相手方なら申立人）に知られたくない部分（例えば給料明細書の勤務先など）がある場合の取扱いは，**「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」に書かれていますので，これをお読みください。**

＊　**調停にお子さんをお連れになることは控えてください。**やむを得ないときは，調停の間，お子さんの面倒をみていただける方を同伴するようお願いします。

＊　調停においては**録音が禁止**されていますので，録音機の持ち込みはご遠慮ください。

参　考

養育費の調停について

子どもの健やかな成長は親の願いです。しかし，両親が離婚した場合，子どもは経済的に不利な立場に立たされ苦労することがあります。このような事態にならないよう，養育費の制度があります。

養育費とは　（根拠：民法766条）

養育費とは，子どもが成長するために必要な費用のことです。子どもの衣食住に必要な費用はもちろん，教育費や医療費なども含まれます。

離婚後も，父母には，親権の有無や同居しているかどうかにかかわらず，その経済力に応じて子どもの養育費を分担する義務があります。

この義務の程度は「自分と同一水準の生活を保障する程度」とされています。

離婚の際に取り決めることができますが，離婚後に取り決めることもできます。

当事者で話し合って取り決めることができますが，家庭裁判所の調停を利用することもできます。

婚姻費用分担の調停について

婚姻費用の分担とは　（根拠：民法760条）

夫婦は婚姻中（別居も含む。），互いに扶養する義務を負います。

夫婦には，資産・収入・社会的地位等にふさわしい社会生活を維持するために必要な生活費（＝婚姻費用。子どもの生活費も含まれます。）を互いに分担すべき義務があります。

この義務の程度は「自分と同一水準の生活を保障する程度」とされています。

当事者で話し合って取り決めることができますが，家庭裁判所の調停を利用することもできます。

調停・審判の流れ

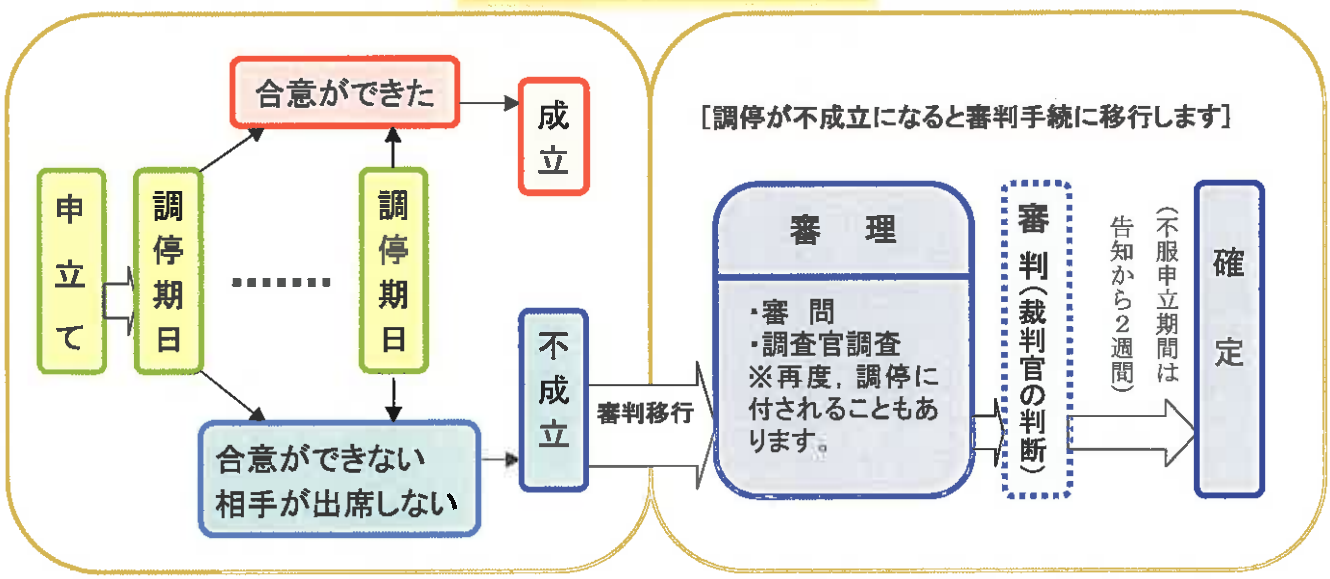

法律相談等を行う公的機関

1　法テラス石川　　金沢市丸の内７－３６　金沢弁護士会館内（H28.7.25 に移転）
（資力の乏しい方については，一定の要件のもとに弁護士による無料法律相談や，弁護士費用の立替を受けることができます。）　　電話受付時間　平日　午前９時～午後５時

2　法テラスコールセンター　０５７０－０７８３７４
（法的なトラブルの解消に役立つ情報の提供及び各相談窓口の案内を無料で行っています。）
受付時間　平日：午前９時～午後９時　土曜：午前９時～午後５時